

病院・保育所を市街化調整区域に建設できるよう船橋市開発審査会提案基準を改正することを求める陳情

【願意】

病院・保育所を市街化調整区域に建設できるよう船橋市開発審査会提案基準を変更することを求め陳情します。

【理由】

1. 病院について

現在本市では、市街化調整区域に病院を建設するについては、開発審査会提案基準23により建物高さ・日照に条件があり実質的に建築不可となっていますが、この条件を廃することを求めます。理由は以下のとおりです。

平成18年10月の都市計画法改正に伴う開発審査会提案基準改正により実質不可となったものですが、この改正を審議した平成19年第3回定例会議事録によれば、市側・議会側いずれにも、市街化調整区域における病院建設を妨げる意図はなかったことは明らかなです。(資料1)

また、昨年3月に千葉県、4月に柏市、11月に千葉市でそれぞれ開発審査会提案(千葉市は付議)基準の改正が行われた結果、千葉県内で市街化調整区域における病院建築に建物高さ・日照の制限があるのは当市のみとなっています。(資料2.3)

船橋市北部では、セコメディック病院、二和病院、滝不動病院、大島記念嬉泉病院が市街化調整区域に存します。

平成12年の医療法改正以降、病院建替え時には1患者あたりの病室面積をそれまでの4.3㎡から6.4㎡とすることが必要となっています。このため現在の制限を残しては病床数を維持しての建替えは不可能です。

船橋市立医療センターの現地建替えを検討する場合も、この制限が制約となります。

2. 保育所について

現行開発審査会提案基準では保育所を市街化調整区域に建設することはできません。

有料老人ホーム、介護老人保健施設、学校教育法第1条に規定する学校に属する幼稚園は建設可能です。これらと保育所を区別する理由は見当たらないと思います。

二和・三咲地区では保育所が不足しているようですが、同地区での宅地開発はさらに加速しているように思われます。市街化調整区域における宅地開発を実質的に許容しながら保育所を規制するのは合理性がありません。早急な改正を求めます。

他市の事例を探してみましたが意外に見つからず、福岡市の基準を添付しました。(資料4)

以上